評議員選出に関する細則案

（目的）

第１条　この細則は、定款第 17 条に基づき、評議員選出に関し、必要な事項を定める。

（任期）

第２条　評議員の任期は、選任後の定時社員総会終結後から次々回の定時社員総会終結の時までとする。
ただし、更新を妨げない。

（選出方法）

第３条　評議員の選出は、定款によるほかはこの細則に従い、評議員選出委員会（以下選出委員会と略記）の審査によって行う。

（評議員の要件）

第４条　評議員候補者になるには、第９条に定める審査の申請書の受理締切日において、第 11 条の諸条件をすべて満たした上で、評議員２名の推薦を得なければならない。

（評議員数の制限と欠員）

第５条　評議員総数の８割以上は医師とし、評議員総数は正会員数の５％以内とする。選出後に欠員が生じても補充は行わない。

（施設当たりの評議員数）

第６条　評議員は原則として１施設１名とする。医師に関しては会員数が 10 名を超える施設においては、概ね 10 名に１名の割で複数の評議員を有することができる。医師以外に関しては、１施設あたり各職種１名を上限とする。

※ここでの施設とは集中治療医学会認定施設であり施設番号で区別する。

（選出委員会）

第７条　選出委員会は次の各項によって選出された評議員選出委員（以下選出委員と略記）をもって構成する。

（１）理事長

（２）理事４名

（３）評議員たる委員５名

２　選出委員は審査同年の３月末までの理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。

３　選出委員の任期は１年とする。

４　選出委員に欠員を生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。

５　議事録は理事会のみに公開する。

６　選出委員会委員長は、選出委員である理事の中から理事長が任命する。

（申請受付の告知）

第８条　理事長は、申請受付開始前までに、次の各項の公示を学会のホームページに掲載するものとする。

（１）評議員候補者が提出する審査申請書

（２）同上申請書の受理締切日

（申請書の提出）

第９条　評議員候補者は、受理締切日までに別に定める様式の評議員候補者審査申請書を選出委員会に提出するものとする。

（更新の手続き）

第 10 条　評議員更新候補者の更新手続きについても、上記の審査手続きに従うものとする。

（新規候補者の資格）

第 11 条　評議員新規候補者は、審査申請時において、以下のすべての資格を有するものとする。

（１）集中治療の領域において指導的立場で活躍していること。

（２）申請書の受理締切日において 65 歳未満であること。

（３）正会員歴５年以上であること。

（４）年次学術集会および支部学術集会に出席していること。（それぞれ 3 回以上/5 年）

（５）eAPRIN JSICM コースの審査申請時から５年以内の受講実績を有すること。

2　医師については、前項の資格に加え、審査申請時において以下の資格を有することを必要とする。

（１）本学会の専門医であること。

（２）10 年以上の基礎医学または臨床業務経験者であること。

（３）指導していく立場として臨床実績と学術業績を有すること。

（４）臨床実績として、経歴に記載すること。

（５）学術業績として、本学会学術集会での筆頭学会発表（２回以上／５年）かつ集中治療に関連した査読のある学術論文（５篇以上／１０年、共著可）を記載すること。

（６）本学会認定施設において集中治療に従事していること。

3　医師以外の者については、前々項の資格に加え、審査申請時において以下の資格を有することを必要とする。ただし理事会が推薦する候補者については、本項の規定の適用は除外される。

（１）審査申請時において 10 年以上の臨床業務経験者であり、そのうち５年間は集中治療に関連した業務に従事していること。

（２）学術業績として、原則として本学会学術集会での筆頭学会発表（２回以上／５年）かつ集中治療に関連した査読のある学術論文（２篇以上／１０年、うち１本は筆頭）を記載すること。ただし、総説、原著、症例報告、短報、研究速報、解説など論文の形式は問わないが、プロシーディングは含まれない。また、和文の商業誌における解説等も含まれない。

（更新候補者の資格）

第 12 条　評議員更新候補者は以下の資格を有するものとする。

（１）必ず社員総会に出席していること。

（原則として、委任状は可であるが、少なくとも１回は出席すること）

（２）年次学術集会および支部学術集会に出席していること。（それぞれ 3 回以上/5 年）

（３）申請書の受理締切日において 65 歳未満であること。

（４）評議員の期間中に、集中治療医学に貢献している実績を有していること。

１）学術業績として本学会学術集会での発表（２回以上／２年）（共同発表者、座長を含む）かつ集中治療に関連した査読のある学術論文（１篇以上／最近４年、共著可）

２）学会発表および学術誌の査読に協力すること（依頼がなかった場合はこの限りでない）。

３）eAPRIN JSICM コースの審査申請時から５年以内の受講実績を有すること。

2　医師については、前項の資格に加え、原則として本学会認定施設において集中治療に従事していることを必要とする。

3　医師以外の者については、前々項の資格に加え、前条第３項で定める医師以外の者に係る資格を満たしていること必要とする。

4 理事会が必要と認めたもの

（特別枠）

第 13 条　理事会は、評議員の構成状況などを鑑み、特別枠を設けることができる。

2 特別枠については、下記のとおりとする。

（１）女性枠

女性の登用を促進することを目的とした女性枠を設けることができる。申請資格は、本細則の新規候補者の資格に概ね準ずるが、選考に当たっては、第６条（施設当たりの評議員数)の規定に縛られず、総合的に判断して選出する。

（２）委員長枠

評議員の申請を行わなかったもののうち、委員会の委員長であるものは、第 11 条（新規候補者の資格）の申請要件に拘らず委員長枠として評議員を委嘱する。

委員長枠で評議員となったものは、委員長でなくなった時点で評議員資格を喪失する。

（３）その他特別枠

その他、理事会が必要と認めたものに、特別枠として評議員を委嘱することができる。

3 特別枠で評議員となったものが、次期評議員を希望する場合は、更新手続ではなく新規での申請となり審査を受けることとする。

（評議員が施設を移動した場合の措置）

第 14 条　評議員が施設を異動し異動先施設の評議員数上限を越える場合や集中治療非認定施設に異動した場合、任期終了までは評議員資格を認める。更新時には第６条に定める施設当たりの評議員数および第 12 条に定める更新候補者の資格規定に従う。

（評議員の任期中の辞退）

第 15 条　評議員を任期中に辞退する場合は、理由を記載した辞退届を理事会宛に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

（疑義が生じた場合）

第 16 条　評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会の審議・決定に従うものとする。

（改定）

第 17 条　この細則は理事会の議により改定することができる。

付則

この細則は、2005 年 10 月 3 日から施行する。

この改定は、2007 年 4 月 25 日から施行する。

この改定は、2014 年 1 月 1 日から施行する。

この改定は、2017 年 12 月 15 日から施行する。

この改定は、2019 年 12 月 19 日から施行する。

この改定は、2020 年 3 月 5 日から施行する。

この改定は、2021 年 4 月 26 日から施行する。

ただし経過措置として、2022 年度の更新に限り、第 11 条 3 項 2 号に定める「医師以外に係る資格要件」に関し、評議員更新の申請までに本学会の診療ガイドラインに関与したもの、本学会主催のセミナー等の講師、テキストにおける原稿の執筆を行ったものは、それぞれ発表および筆頭論文とみなす。

この改定は、2021 年 12 月 10 日から施行する。

この改定は、2022 年 2 月 14 日から施行する。

この改定は、2023 年 3 月 1 日から施行する。

この改定は、2023 年 7 月 20 日から施行する。

この改定は、2024 年 3 月 13 日から施行する。